

1 離婚手続について

弁護士 谷山 智光

Q1-1 離婚の種類

夫と離婚を考えています。離婚にはどのような方法がありますか？

A1-1

離婚の方法として、主に協議離婚、調停離婚、裁判離婚があります。

解説

夫婦は話し合い（協議）で離婚をすることができる（協議離婚）。協議離婚には、裁判離婚のような離婚原因は不要である。もっとも、夫婦の一方が協議に応じないとき、又は協議をすることができないときには、協議離婚はできない。

この場合、裁判所に離婚の訴えを提起し、判決で離婚を認めてもらうという方法が考えられるが（裁判離婚）、離婚の訴えを提起するには、まず家庭裁判所で調停の申し立てをしなければならない（調停前置主義、家事審判法18条）。

調停で離婚（調停離婚）するにも、裁判離婚のような離婚原因は不要である。もっとも、調停も当事者の合意があつて成立するものであるから、当事者の合意がなければ調停離婚をすることはできない。

なお、合意が成立しない場合に、家庭裁判所が一定の要件のもとに離婚の審判をすることができるが（審判離婚）、これについては、実務上、余り活用されていないのが実情である。

協議離婚も成立せず、調停離婚も成立しなかった場合には、裁判離婚という方法があるが、裁判離婚が認められるには、民法770条が定める離婚原因が必要となる（Q1-2参照）。

なお、離婚方法によって戸籍の記載が異なる。すなわち、調停離婚の場合は調停による離婚であることが記載され、裁判離婚の場合には裁判離婚であることが記載される。

Q1-2 裁判上の離婚原因

裁判離婚に必要な離婚原因とは、どのようなものなのでしょうか？

A1-2

①配偶者に不貞な行為があったとき、②配偶者から悪意で遺棄されたとき、③配偶者の生死が3年以上明らかでないとき、④配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき、⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるときです。

解説

裁判離婚に必要な離婚原因として、民法770条1項が5つの離婚原因を定めている。

不貞な行為があったとき(1号)とは、配偶者のある者が、自由な意思に基づいて、配偶者以外の者と性的関係を結ぶことをいい、相手方の自由な意思にもとづくものであるか否かは問わない(最判昭和48.11.15民集27巻1323頁)。

悪意で遺棄されたとき(2号)とは、正当な理由がないのに同居・協力・扶助の義務(民法752条)を履行せず、夫婦生活を継続する意思の認められない場合をいう。これを認めた事例として、妻が脳血栓のため半身不随となり、身体障害者4級に認定されたにもかかわらず、夫が妻を置き去りにして、長期間生活費を送金しなかった事例(浦和地判昭60.11.29)などがあり、認めなかった事例として、不貞を繰り返す夫に反省を求めるため、妻が一時的に家出をした事例(長野地判昭38.7.5)などがある。

その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき(5号)とは、肉体的、精神的、経済的な事情を総合しても、到底円満な夫婦生活の継続及び回復が期待できない場合をいい、個別的事案に即して、裁判所が判断することになる。裁判例で現れた事例として、暴行虐待、異常な性関係の強要、嫁姑間の不和、性的不能等が挙げられる。性格の不一致や愛情の冷却などもその程度が甚だしければこれに当たるとされている。

もっとも、裁判所は、1号から4号の事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる(民法770条2項)。

Q1-3 有責配偶者からの離婚請求

夫から「婚姻を継続し難い重大な事由」があるとして離婚の訴えを提起されたのですが、そのような事由を招いた責任は夫にあります。このような場合にまで離婚が認められるのでしょうか？

A1-3

婚姻関係の破綻について責任のある配偶者からなされた離婚請求であっても、一定の場合には離婚が認められます。

解説

婚姻関係の破綻について専ら又は主たる責任のある配偶者(有責配偶者)からの離婚請求については、①夫婦の別居が両当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及び、②その間に未成熟の子が存在しない場合には、③相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情の認められない限り、当該請求は、有責配偶者からの請求であるとの一事をもって許されないとはできない(最大判昭62.9.2民集41巻1423号)。

①に関して、8年余の別居期間について、双方の年齢や同居期間を考慮すると、別居期間が相当の長期間に及んでいるものということとはできないとした最高裁判決もある一方(最判平1.3.28)、約8年の別居期間を相当の長期間ということとはできないとした原判決を破棄差し戻した最高裁判決もあり(最判平1.3.28)、最高裁判決としては8年弱が一応の目安となると思われる。

②に関して、親の扶養を受ける高校2年生が存在していた事案について、3歳の幼少時から一貫して上告人の監護の下で育てられてまもなく高校を卒業する年齢に達しており、被上告人は上告人に毎月15万円の送金をしてきた実績に照らして未成熟子の養育にも無関心であったものではなく、被上告人の上告人に対する離婚に伴う経済的給付もその実現を期待できるものとみられることからすると、未成熟子の存在が本件請求の妨げになるということもできないとして、離婚を認めない方向に評価した最高裁判決がある(最判平6.2.8)。

③に関して、子宮内膜症にり患しているため就職して収入を得ることが困難であった事案について、離婚により精神的・経済的に苛酷な状況に置かれることが想定されるとして、離婚を認めない方向に評価した最高裁判決がある(最判平16.11.18)。